東西線大通駅ワイド改札機設置架台等修繕業務 仕様書

1 業務名

東西線大通駅ワイド改札機設置架台等修繕業務

2 適用範囲

本仕様は、東西線大通駅ワイド改札機設置架台等修繕業務に適用する。

3 業務概要

東西線大通駅におけるワイド改札機設置に伴う架台等の修繕を行う。

4 業務内容

(1) 履行場所

東西線大通駅(札幌市中央区大通西4丁目)

(2) 修繕作業

ア B2 階東側コンコース

- (ア) 委託者が別途発注する作業にて既設改札機を撤去した後に生じるスペースについて、旅客動線を塞ぐための養生を行う。
- (イ) 改札機のワイドタイプへの改修に伴う架台、床等の修繕を行う。(別図参照) 新設仕上材については既設同程度の設えとする。
- (ウ) ワイド化により干渉する荷物台は撤去し、ワイド改札機と既設柵の間に生じる隙間を埋めるため、ステンレス柵を延長する。
- (エ) 本業務で産業廃棄物が発生した場合は、当局が指定する場所に運搬すること。
- イ B1 階西側コンコース

床開口部(四辺 150mm 程度)を金物により塞ぐこと。

- (3) 適用法令、関連法令等
 - ア 建築基準法
 - イ 消防法
 - ウ 労働基準法
 - 工 労働安全衛生法
 - オ その他の関係法規類及び当局の指示

(4) 作業時間

作業は夜間(0:40~5:00)に行うことを基本とする。作業時は、当局が認定する作業認定資格を有する者を現場責任者として立会させること。なお、立会いに係る人件費等は受託者負担とする。また、委託者から指示があった場合、受託者が必要と認める場合、この作業時間帯以外の時間帯に緊急的な対応が必要になった場

合等は、委託者の指示に従うものとし、受託者の事情によるときは、委託者が定める手順に従って届出を行ったうえで承認を受けること。

(5) 施設への入退場等

受託者の作業従事者が施設へ入退場する場合には、委託者が定める手順に従い、 許可を得て入退場すること。

(6) 作業における注意事項等

作業場所への昇降及び資機材の搬入出は、適切なルートを確保し行うこと。 また、作業の際は、委託者の指示に従うほか、十分な養生を行うものとし、施設及 び既設物等に破損が生じた場合は、所定の連絡先へ報告し指示を仰ぐこと。加えて、 受託者の責任においてこれを補償すること。

(7) 服装及び腕章の携行等

受託者の作業責任者は、作業にあった服装を整えるとともに、名札若しくは腕章等の着用を義務付けること。

(8) 防災等の協力

受託者の作業従事者は、委託者が指定する施設内における防災、保安等に協力すること。

(9) 用具及び消耗品の負担

作業に必要な用具、計器、消耗品については本業務の受託者にて負担すること。

5 履行期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで(金)

6 監督官庁への申請

業務を実施するにあたり、必要な法令で定められた監督官庁への許可申請・届出等は、全て受託者の責において実施すること。また、これに要する費用は、全て受託者の負担とする。

7 支払方法

委託料の支払いは、業務完了後1回払いとする。

8 提出書類

受託者は、次の書類を提出すること。

(1) 業務着手時

業務着手届 (作業工程表含む)

(2) 業務完了時

業務完了届、業務完了写真

- (3) その他、委託者が必要に応じ求める書類
- 9 法令遵守(コンプライアンス)の徹底

委託業務の実施にあたっては、法令違反又は不適切行為を防止するため、法令及び 作業ルール等の遵守を徹底すること。

10 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

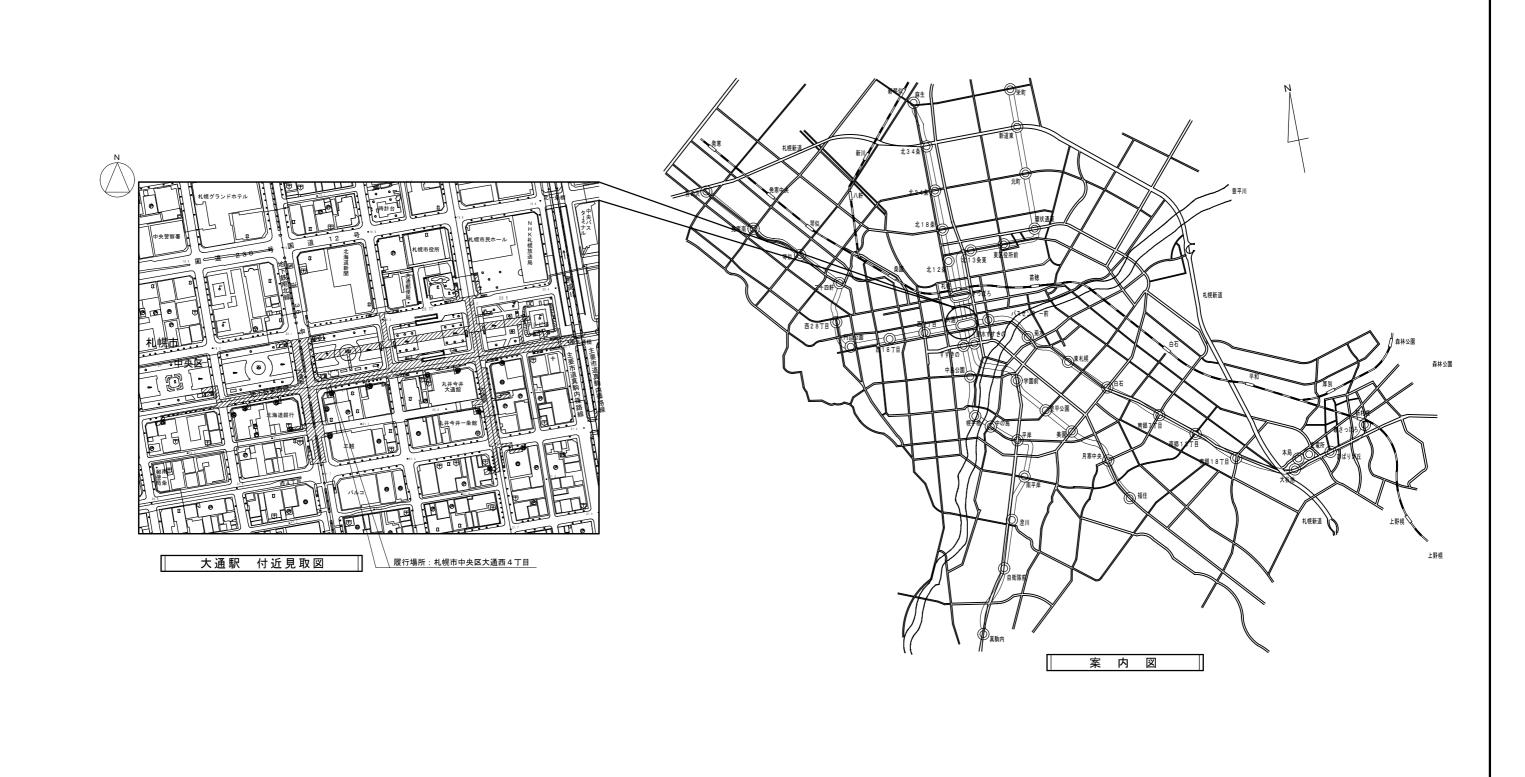
受託者は、業務に従事する者に本市「環境方針」(別添)を周知し、環境配慮に 対する取り組みについて理解させるとともに、本市環境マネジメントシステムに準じ て環境負荷の低減に配慮しながら業務を遂行すること。

11 その他

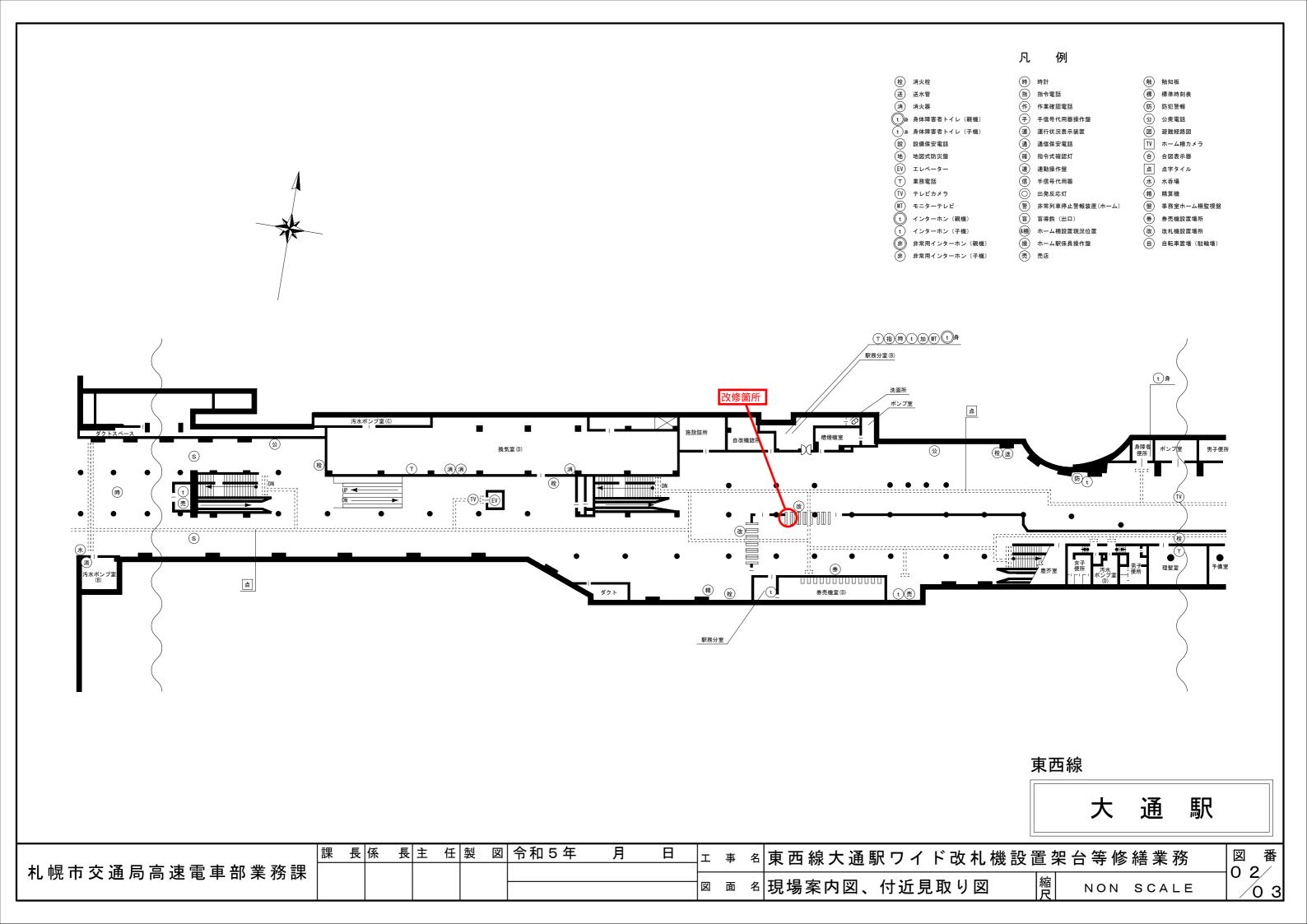
契約書及び本仕様書に定めのない事項については、協議の上別途定めるものとする。

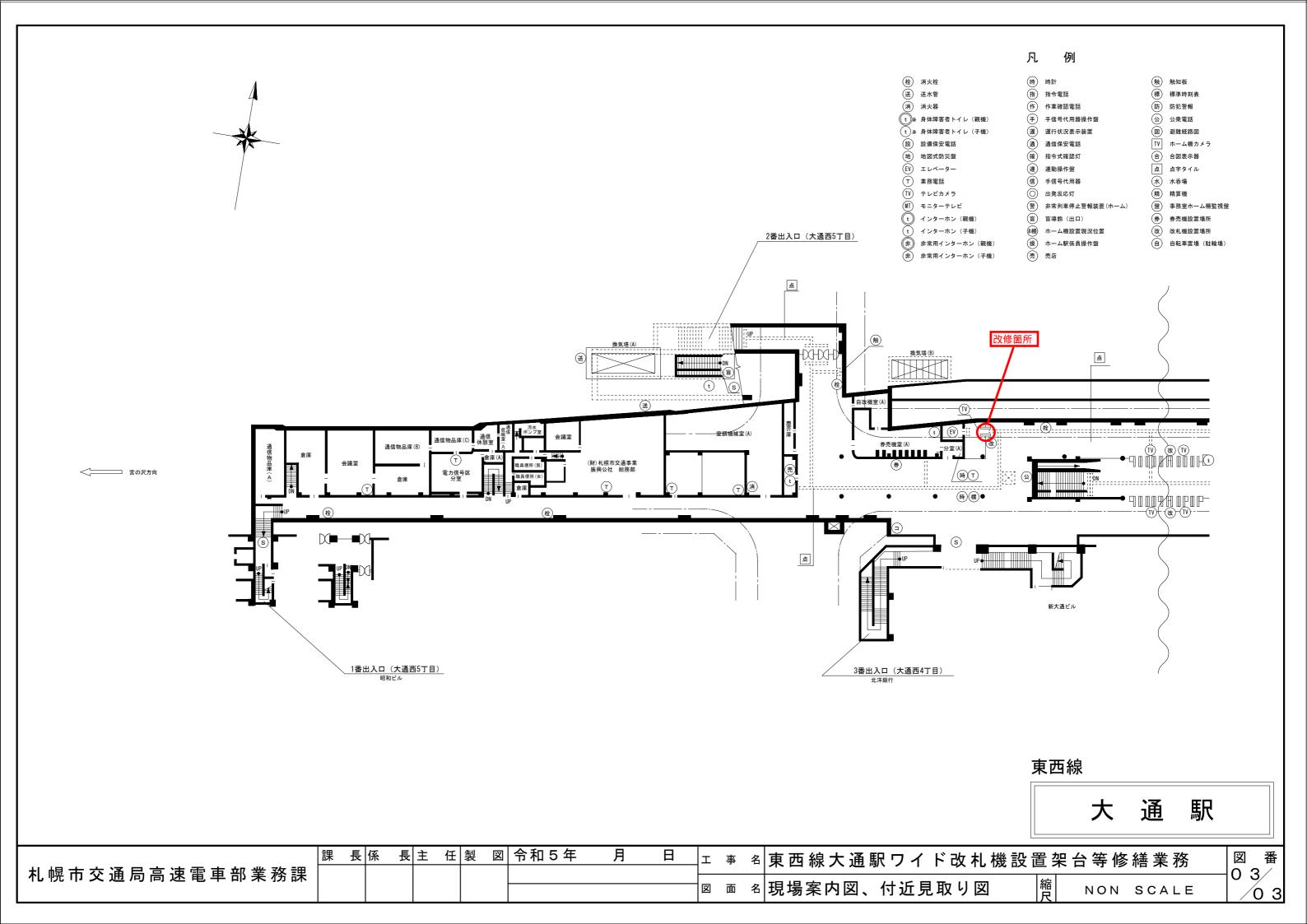
担当:交通局高速電車部業務課旅客係

田端 011-896-2744



| 札幌市交通局高速電車部業務課 | 課 | 長係 | 長 | 主 任 | 製図 | 令和5年 | 月 | 日 | 工 事 名 | 東西線大通駅ワイド改札機設置架台等修繕業務 | | |
|----------------|---|----|---|-----|----|------|---|---|-------|--------------------------|-----|--|
| | | | | | | | | | 図 面 名 | 現場案内図、付近見取り図 縮 NON SCALE | 0 1 | |





業務着手届

令和 年 月 日

札幌市交通事業管理者 交通局長 〇〇 〇〇

(住所)

受託者

(氏名)

下記業務は令和 年 月 日着手したのでお届けします。

記

- 1 業務番号 () 第 号
- 2 業務名
- 提出部数 2部
- 提出先 監督員
- ・ 提出期限 着手日と同日
- ・ 主任技術者等指定通知書、業務工程表等を添付して提出するときは、各頁間に使用印で割印すること。

労働保険番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

札幌市交通事業管理者 交通局長 〇〇 〇〇

(住所)

受託者

(氏名)

下記業務は令和 年 月 日完了したのでお届けします。

記

- 1 業務番号 ()第 号
- 2 業務名
- 提出部数 2部
- 提出先 監督員
- ・ 提出期限は完了日と同日。ただし、完了日が休日の場合は翌日(翌日も休日の場合は順延)に提出すること(受理日に受付する。)。

環境方針

1基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする(ゼロカーボン)」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標(SDGs)」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPP_RO』」の実現を目指してまいります。

2基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

机烷制 秋元克应

札幌市環境局